

部長	課長	課長補佐	チーフ	係

任意継続被保険者資格取得申請書

資格喪失時	記号	77	記号・番号がわからない場合は 個人番号を記載してください。	個人番号																
	番号	99																		
	事業所の 名称	〇〇〇〇株式会社																		
	資格喪失年月日(退職日の翌日)				令和 6 年 12 月 1 日															
申請者	フリガナ	デンシ タロウ										性別	生 年 月 日							
	氏 名	電子 太郎										男	昭和・平成 10 年 12 月 1 日							
	住 所	〒 111 - 2222 東京都△△区△△町5-6-7										電話	※必ず記入してください 自宅 03 (123) 4567 携帯 010 (234) 5678							
保険料 納入方法	保険料の納入方法を下の中から選んでください。(前納制度を利用される場合は、僅かですが保険料が割引されます。) ※9月以降に資格取得された方の保険料の前納は、翌年3月分までとなります。(翌年9月分までの前納はできません) ※喪失日によっては前納ができない場合がありますのでご了承ください。(前納の場合、喪失月の月末までに入金が必要なため)																			
	☒ 1 月払い				☐ 2 9月分(3月分)までを前納 その後、半年分を前納							☐ 3 3月分までを前納 その後、年間分を前納								
被扶養者	被扶養者の認定について、 <u>引き続き被扶養者として申請する方はお名前を記入ください。</u> ※ご記入のない被扶養者は削除となります。 ※新たに被扶養者の申請を行う場合は、別途手続きが必要ですのでご連絡ください。																			
	氏 名 (続柄)										氏 名 (続柄)									
	電子 一子 (妻)										()									
	電子 花子 (長女)										()									
	()										()									

※資格確認書は、直近のマイナ保険証の登録状況を確認したうえで発行いたします。

1. この資格取得申請書の提出期限は退職日の翌日から20日以内です。提出期限を過ぎると資格取得できませんので
ご注意ください。(法・第37条)
2. 初回の保険料は組合から送付する納付書により納入金額等を確認のうえ納入してください。
3. 最初の保険料を組合の納付期日までに納入しなかった時は、任意継続被保険者とならなかったものとみなします。(法・第37条2項)
また資格取得後、納付期日(毎月10日)までに納入しなかった時は、資格喪失となります。(法・第38条)
4. 申請後、1週間を経過しても納付書が届かない場合は組合までご連絡ください。(電話03-3843-1455)
5. 保険料の納入(振込)手数料は被保険者ご自身の負担となります。

◆ ◆ ◆ ◆ 以 下 の 欄 は 記 入 し な い で く だ さ い ◆ ◆ ◆ ◆

番号					受付
保 険 料	送付日	. .		納入期限	. .
	月 分	~ 月分		納入金額	